第17回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

・ 事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」

「会社の支配に関する基本方針」

・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

・計算書類の 「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

上記事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「会社の支配に関する基本方針」ならびに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://ir.j-oil.com)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社 J-オイルミルズ

業務の適正を確保するための体制

当社グループは、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、また、当社の取締役、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を制定して、当社の企業倫理を確立します。
- ② 社長の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する企業行動 委員会を設置して、コンプライアンス活動を統括します。
- ③ 社会的責任(CSR)経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発を目的としたCSR部を設置し、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。
- ④ 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として内部通報制度 (ヘルプライン) についても規定し、取締役、従業員等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、企業行動委員会に通報しなければならないと定めています。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けています。
- ⑤ さらには、独占禁止法遵守にあたっては、特にそのガイドラインを策定し、取締役、従業員 等を問わず、その周知徹底を図ります。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務部および監査部は、財務報告に係る全社的な内部 統制の有効性評価を実施し、必要な是正を対象部門に指示します。
- ⑦ これらの継続的な周知・教育活動として、当社グループの各部門において必要な研修を定期 的に実施します。
- ® これら内部統制システムに関連する各部門での活動を円滑に進めさせることを目的としたガバナンス推進部を設置し、内部統制に関連する活動が、当社グループ全体として、横断的かつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図ります。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報取扱規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。

- (I) 株主総会議事録と関連資料
- (Ⅱ) 取締役会議事録と関連資料
- (Ⅲ) 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
- (N) 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- (V) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会の指揮監督の下、各本部が重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に報告することにより、当社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- ② また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規則」に基づき原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とします。
- ② 全ての常勤取締役および社長の指名する者が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
- ③ 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた「業務執行規程」、「分課分掌規程」等に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図ります。
- ④ 経営方針を踏まえた経営計画を定め、当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに 基づく全社および各本部、各部門等の年度計画を策定し、業績管理を実施します。

(5) 次に掲げる体制その他の J-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

(A) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社の経営会議において協議することとします。

- (B) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社のリスクマネジメント委員会の指揮監督の下、各グループ会社が各社の重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、グループ会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- (C) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、グループ会社にも適用します。
 - ② グループ会社の経営計画および年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、グループ会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。
- (D) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため の体制
 - ① 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための企業行動委員会、リスクマネジメント委員会等を国内外のグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。
 - ② 監査役は、必要に応じて、グループ会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄 写できます。
 - ③ 監査部によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

(6) 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (A) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、1名以上の専任者を配置します。監査 役の職務を補助する従業員(以下「監査役室スタッフ」といいますー兼務者を含む)は監 査役の指揮命令下で職務を遂行します。

② 監査役室スタッフの評価は常勤監査役が行い、人事異動および賞罰については、監査役会の同意を得るものとすることで、取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保します。

(B) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- ② 監査役が、取締役会のほか重要な会議への出席や関係書類の閲覧を行うことのできる体制を整備します。また、取締役および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果に関し、監査役に必要な事項または監査役が要請した事項を適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンスおよびリスクに関する事項をの他内部統制に関する事項を含みます。
- ③ グループ会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査 役に報告します。
- ④ 当社監査役とグループ会社監査役は、適宜情報交換を実施します。
- ⑤ 公益通報に関する情報は、ガバナンス推進部より監査役に報告することとします。
- ⑥ ①②③の報告をした者に対しては、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを しないことを確保するための体制を整備します。

(C) 監査費用の処理に係る方針

監査役の職務の執行に必要な費用を負担します。当該費用には、往査に必要な費用のほか、 監査意見を形成するために独自の外部専門家(法律・会計・税務等)を活用する場合の費 用を含みます。また、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求があった場合には、速 やかに当該費用または債務を処理します。

- (D) その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制
 - ① 監査役会の要請がある場合には、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
 - ② 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ出席する ことができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならび に、各事業所や関係会社への往査を実施することができます。
 - ③ 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
 - ④ 監査部は、監査役会に対し、定期的に内部監査の状況を報告するとともに意見交換を行い、監査役からの要請がある場合には、監査役の監査に協力します。
 - ⑤ 監査役会は、代表取締役、社外取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会 を開催します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

企業行動委員会を中心として、「J-オイルミルズ行動規範」に基づくコンプライアンス活動を 統括し、各統括部署における取組み状況を確認しております。また、グループ全従業員にハ ンディタイプの行動規範を配布するとともに、昨年度に引き続き第4四半期にCSR研修を実施 し、コンプライアンスに関する意識付けを図っております。なお、社内と社外の窓口を持つ ヘルプラインは、海外からの通報にも対応しております。

(2) リスクマネジメントに関する取組み

リスクマネジメント委員会を年3回開催し、各部門で抽出した重要リスク (BCP、品質・安全等) と全社的に重大なビジネスリスク (サイバー攻撃、海外M&A、子会社の不正会計、人材確保、個人情報流出等) について、PDCAサイクルを回すことでリスクマネジメントを行っております。また、顕在化リスクについては、月例のリスクマネジメント会議により対応しております。なお、2019年3月にはコンサルを活用した危機管理対応訓練を実施しました。

(3) グループ全体での内部統制に関する取組み

関係会社運用規程により、各子会社から当社の担当部署に対し定期的な報告を行うことを義務付けており、重要案件については当社の経営会議にて承認を得ております。また、企業行動委員会およびリスクマネジメント委員会は、グループ会社も対象範囲として活動しております。

(4) 監査役監査の実効性確保に関する取組み

監査役は、取締役会・経営会議・企業行動委員会・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べております。さらには、代表取締役とは毎月の定例会議の実施、各取締役とは年2回の定例監査、また、必要に応じて社外取締役とのミーティングや各部門長等からのヒアリングを実施しております。なお、監査部とは月例ミーティングを行い監査先情報の共有を図っており、会計監査人からは四半期監査報告を受け意見交換を行うとともに、監査部も含めた三様監査ミーティングも実施するなどして、監査の実効性を高めています。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本買収防衛策」といいます。)を導入しております。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の移転を通じた企業活動の活性化の意義を否定するものではなく、当社株式の大規模買付についての判断は、最終的には当社株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げることができます。

- (i) 安全で安心な製品に対する信頼
- (ii) 安全な製品を生み出す高度な技術力
- (iii) 安定供給による信頼
- (iv) 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- (v) 長年培った販売力
- (vi) 従業員
- ① 中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えており、また、中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

2017年度を初年度とする4ヶ年の第五期中期経営計画においては、4つの成長戦略と3つの構造改革を事業戦略の基本方針とし、その事業戦略を支えるべく、経営基盤の強化および企業ビジョンの浸透と組織風土改革を行います。

② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

取締役のうち4名は非常勤の社外取締役(うち独立社外取締役2名)であり、取締役会での 審議に当たり、客観的な意見を述べております。

監査役会は、常勤の監査役1名、常勤の社外監査役1名、非常勤の監査役1名、非常勤の 社外監査役1名の4名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意 思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締 役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防 衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- (i) 当社が発行者である株券等について、20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望 する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出して いただきます。
- (ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これ に対する代替案(もしあれば)等を提出するよう求めることができます。
 - ※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者)で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- (iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門 家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の 検討等を行います。
- (iv) 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。

- (v) 上記(ii) 乃至(iv) にかかわらず、当社取締役会は、(a) 買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b) 新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (vi) 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予 約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、お よび当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取 得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- (vii) 本買収防衛策の有効期間は、2020年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

(4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえていること。
- (ii) 株主意思を重視するものであること。
- (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。
- (iv) 合理的な客観性要件を設定していること。
- (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること。
- (vi) 当社取締役の任期は1年であること。
- (vii) デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)やスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではないこと。

以上

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計				
当期首残高	10, 000	31, 633	38, 324	△1,079	78, 878				
当期変動額									
剰余金の配当			△1,500		△1,500				
親会社株主に帰属する当期 純利益			4, 749		4, 749				
連結範囲の変動			141		141				
自己株式の取得				△3	Δ3				
自己株式の処分		0		0	0				
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	_	0	3, 390	Δ2	3, 387				
当期末残高	10, 000	31, 633	41, 714	△1,081	82, 266				

		その					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延へッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	5, 456	△120	108	△262	5, 182	54	84, 115
当期変動額							
剰余金の配当							△1, 500
親会社株主に帰属する当期 純利益							4, 749
連結範囲の変動							141
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	△672	140	△38	△36	△607	13	△594
当期変動額合計	△672	140	△38	△36	△607	13	2, 793
当期末残高	4, 784	19	69	△299	4, 574	67	86, 908

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

- I. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

(株) J ーウィズ、日華油脂(株)、(株) J ーケミカル

連結決算における開示内容の充実の観点から、従来、非連結子会社としていた㈱ J-サービス、横浜パック㈱、ゴールデンサービス㈱を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

坂出ユタカサービス㈱、㈱J-若松サービス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

Ⅱ. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数

5 社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

㈱ユタカケミカル、太田油脂㈱、辻製油㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

坂出ユタカサービス㈱、㈱J-若松サービス

(関連会社)

千葉オーシャンターミナル㈱

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

Ⅲ. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・移動平均法に基づく原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

上記以外のたな卸資産・・・・・・・月別総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性 低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物及び構築物が8年~50年、機械装置 及び運搬具が7年~15年であります。

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利 用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と して処理しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給及び執行役員の退職給付の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を 満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理(特例処理・振当処 理)の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

為替予約

外貨建買掛金及び外貨建予定取引

金利通貨スワップ

外貨建借入金

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既 経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総 額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワッ プについては、有効性の評価を省略することとしております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上純資産の部におけるその他の包括 利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。但し、金額が僅少の場合は発生した期の損益として処理することとしております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日) を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

【連結貸借対照表に関する注記】

I. 保証債務

保 証 先	保証金額 (百万円)	備考
従 業 員	6	当座貸越に対する保証債務

Ⅱ. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

115,676百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

I. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	16, 754, 223		_		_	16, 754, 223

Ⅱ. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	296, 315		813		189	296, 939

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が174,900株含まれております。
 - 2. 増加は単元未満株式の買取、減少は単元未満株式の買増請求であります。

Ⅲ. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月29日 定時株主総会			45. 0	2018年3月31日	2018年7月2日
2018年11月8日 取締役会	018年11月8日 並涌井才		45. 0	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決	議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月2 定時株主総会		普通株式			45. 0	2019年3月31日	2019年6月27日

【金融商品に関する注記】

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に植物油脂の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、 先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び借入金は、主に設備投資及び運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長8年後であります。このうち一部は、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利通貨スワップ)を利用してヘッジする場合があります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を 目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクに対するヘッジ 取引を目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段 とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針 に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。また、当連 結会計年度末において金利通貨スワップ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、 格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社グループは、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクを抑制するために、金利通貨スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた財務取引に関する規程に基づいて行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に 資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「II. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち19.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

(単位:百万円)

			(1 1 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2, 425	2, 425	_
(2) 受取手形及び売掛金	36, 953	36, 953	_
(3) 有価証券及び投資有価証券	9, 299	9, 299	_
資産計	48, 677	48, 677	_
(1)支払手形及び買掛金	12, 654	12, 654	_
(2) 短期借入金	2,600	2, 600	_
(3) 社債	12,000	12, 169	169
(4)長期借入金	6, 940	6, 922	△17
負債計	34, 194	34, 346	152
デリバティブ取引 (※)	28	28	_

^(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

自 倩

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債の時価については、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値に基づ き算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当するものはありません。
- (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連 (単位:百万円)

WAINE				` '	LET : D /2 1/
ヘッジ会計の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち 1年超	時価 (※1)
	為替予約取引				
 原則的処理方法	買建	買掛金			
原則的处理力伝	米ドル	貝掛'並	11, 797	_	27
	ユーロ		161	_	0
	為替予約取引				
為替予約等の	買建	 買掛金			
振当処理	米ドル	貝掛並	2, 989	_	(※2)
	ユーロ		346	_	(※2)
	合計	15, 295	_		

- (※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
- (※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体となって処理されている為にその 時価は当該買掛金の時価に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,245百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額

5,276.75円

(2) 1株当たり当期純利益

288.57円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該信託が保有する当社株式の期末株式数及び期中平均株式数は、当連結会計年度174,900株であります。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本								
		資本剰余金利益剰余金								
			7.04	*/107		その他利	益剰余金	7.1.24		株主資本
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	固定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	自己株式	合計
当期首残高	10, 000	32, 393	11, 323	43, 717	2	223	21, 495	21, 721	△963	74, 474
当期変動額										
剰余金の配当							△1,500	△1,500		△1,500
当期純利益							4, 757	4, 757		4, 757
固定資産圧縮積立金の積立						77	△77	_		_
固定資産圧縮積立金の取崩						△85	85	_		_
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)										
当期変動額合計	1	_	0	0	_	△8	3, 265	3, 257	△2	3, 254
当期末残高	10, 000	32, 393	11, 324	43, 717	2	215	24, 760	24, 978	△966	77, 729

		評価・換算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	4, 818	△120	4, 697	79, 172
当期変動額				
剰余金の配当				△1,500
当期純利益				4, 757
固定資産圧縮積立金の積立				_
固定資産圧縮積立金の取崩				_
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	△373	140	△233	△233
当期変動額合計	△373	140	△233	3, 021
当期末残高	4, 444	19	4, 464	82, 193

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

I. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・移動平均法に基づく原価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ ・・・・・先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

上記以外のたな卸資産・・・・月別総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性低下に よる簿価切下げの方法により算定)

Ⅱ. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が8年~50年、構築物が10年~50年、機械及び装置が7年~15年であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法を採用しております。

Ⅲ. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

Ⅳ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理 しております。

V. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を 計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。な お、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法 については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法に より費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理して おります。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等 を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上しております(前払年金費用は投 資その他の資産の「その他」に含めて計上しております)。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給 付債務の見込額を計上しております。

(6) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、必要額を 見積計上することとしております。

(7) 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しておりま す。

Ⅵ. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を 満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理(特例処理・振当処 理) の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

金利通貨スワップ

ヘッジ対象

外貨建買掛金及び外貨建予定取引

外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っておりま

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既 経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総 額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワッ プについては、有効性の評価を省略することとしております。

Ⅲ. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結 計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

【表示方法の変更】

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日) を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

【貸借対照表に関する注記】

I. 保証債務

保 証 先	保証金額 (百万円)	備考
従 業 員	6	当座貸越約定に係る債務保証

Ⅱ. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 14,372百万円 短期金銭債務 9,183百万円

Ⅲ. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 114,634百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 77,854百万円 仕入高 45,775百万円 営業取引以外の取引による取引高 462百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式 (株)	255, 662		813		189	256, 286

⁽注)1. 当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が174,900株含まれております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
土地評価減	413
減価償却費	158
減損損失	212
有価証券評価減	121
会員権等評価減	62
貸倒引当金	38
未払金	809
未払事業税	51
賞与引当金	258
退職給付引当金	1, 238
その他	277
繰延税金資産小計	3, 642
評価性引当額	△871
繰延税金資産合計	2,770
繰延税金負債	
土地の評価増による増加	$\triangle 3,397$
退職給付信託に係る益金不算入額	$\triangle 367$
固定資産圧縮積立金	$\triangle 94$
その他有価証券評価差額金	△1,861
繰延ヘッジ損益	
繰延税金負債合計	<u></u> <u>△5, 730</u>
繰延税金資産の純額	<u>△2, 959</u>

^{2.} 増加は単元未満株式の買取、減少は単元未満株式の買増請求であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

I. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他 の関係 味の素㈱ 会社	東京都中央区	79, 863	食料品等 製造 その他	被所有 直接 27.3	当社製品の販売 原材料の仕入 及び 役員の兼任1人	油脂製品の 販売 (注1,2)	47, 788	売掛金	7, 168	
						原材料の 仕入 (注2)	8, 969	買掛金	2, 620	
主要株主三井物産株	— ++ ++/m > /++/-	(m 至 / m) 東京都	241 400		被所有	当社製品の販売	油脂製品の 販売 (注2)	14, 056	売掛金	2, 790
	二廾物産㈱	E井物産㈱ 千代田区 341, 482		総合商社	直接 12.6	および 原材料の仕入	原材料の 仕入 (注2)	27, 699	買掛金	2, 916

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 製品の販売については、味の素㈱の再販売価格と同額であります。なお、販売対価として0.8%のコミッションを支払っております。
- (注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅱ. 子会社

(単位:百万円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱J−ウィズ	東京都中央区	20	その他	直接 100	当社製品の販売	(注1)	8, 267	売掛金	2, 116
子会社	日華油脂(株)	東京都中央区	400	油脂事業	直接 100	当社製品の販売 役員の兼任3人	油脂製品の 販売 (注1)	6, 916	売掛金	1, 642
子会社	㈱ J−ケミカル	東京都 中央区	90	ケミカル 販売	直接 100	役員の兼任3人	受取配当金	127	_	_

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格 どおりであります。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額

4,982.04円

(2) 1株当たり当期純利益

288.37円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産 額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式 に含めております。当該信託が保有する当社株式の期末株式数及び期中平均株式数は、当事業年度174,900 株であります。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。